



2023年10月17日

会 社 名 株 式 会 社 ニ ー ズ ウ ェ ル 代表者名 代表 取締役社長 船津 浩三 (コード番号: 3992 東証プライム市場) 問合せ先 取締役執行役員 田畑 更二 (TEL. 03-6265-6763)

## 従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

~全員経営により中期経営計画の達成を目指す~

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対する譲渡制限付株式付与のための制度を導入することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 譲渡制限付株式付与の目的

当社従業員(以下、「対象者」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、高事業成長の中期経営計画を達成し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、本制度においては引受けを希望する割当対象者に対してのみ株式を割り当てる予定です。

## 2. 本制度の概要

(1) 割当対象者に対する金銭債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

(2) 割当対象者に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、当社の取締役会で決定いたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、 当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通 株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎とし て、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

## 3. 譲渡制限付株式付与の概要

(1) 割当対象者

当社の従業員の地位にある者(取締役及び嘱託社員である者を除きます。)といたします。

(2) 譲渡制限期間

5年間

(3) 付与株式数(予定)

1名につき 300株

(4) スケジュール (予定)

2024年度上期中の当社取締役会での決議を予定しております。

以上